

芦屋市国民健康保険事業 説明資料 《令和3年度》

1. 芦屋市の状況 (P12)

国保加入状況

被保険者数 17,991人 (18.9%)
 加入世帯数 12,078世帯 (26.8%)
 (人口 95,149人 世帯数 45,086世帯)

被保険者数の推移

被保険者数及び加入率は減少傾向が続いていますが、65歳以上の加入率は年々増加しています。



2. 財政状況 (P33~34)

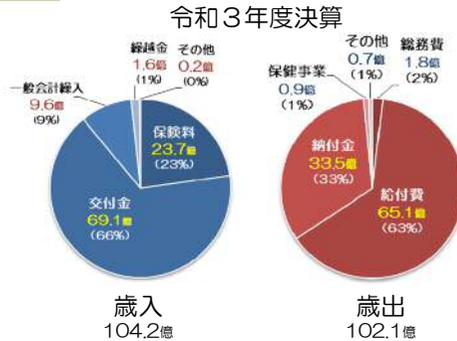
歳入

国や県からの補助金や負担金、前期高齢者交付金等を県が取りまとめ、保険給付費等交付金として交付されます。

歳出

平成30年度より市町は、県が保険給付費の見込みから公費等を控除した額に、各市町の医療費水準、所得水準を考慮し決定した納付金（国民健康保険事業費納付金）を県へ納めています。

★国保事業特別会計基金残高は約2.1億円



3. 各事業

保険料

国保事業に要する費用を世帯主に賦課し、徴収する

■ 保険料計算方法【令和3年度】 () は令和4年度の料率 (P26)

	①平等割(1世帯)	②均等割(人数)	③所得割※	限度額
医療給付費分	21,900円 (21,900円)	33,720円 (33,720円)	8.1% (7.8%)	630,000円 (650,000円)
後期支援金分	7,920円 (7,920円)	11,640円 (11,640円)	3.1% (3.1%)	190,000円 (200,000円)
介護納付金分	6,360円 (6,360円)	13,200円 (13,200円)	3.0% (3.0%)	170,000円 (170,000円)

年間保険料 ①②③の合計

※所得割：世帯内の国保加入者全員の令和2年中の基準総所得金額に乘する

■ 収納方法 (P29)

納付書納付(コンビニ納付含む)、口座振替、年金特別徴収、ペイジー(ネットバンキング)、スマートフォン決済

■ 収納状況(昨年度比)(P27)

現年度 95.67% (0.36%増) 過年度 28.73% (3.30%減)

交付金

国・県が市町へ 国保事業に要する費用を交付

■ 普通交付金 (65.6億) (P33)
 給付費(療養の給付)に要する費用に対して交付

■ 特別交付金 (3.3億) (P33)
 市の特別の事情に応じて交付される
 (1) 保険者努力支援分 (0.3億)
 (2) 特別調整交付金 (0.5億)
 (3) 都道府県繰入金(2号分) (2.3億)
 (4) 特定健康診査等負担金 (0.2億)

※県が財政運営の主体となるため、交付金は全て県から交付

保険者努力支援制度(令和3年度)

指標	内容	配点
指標1	特定健康診査・特定保健指導実施率・メタボ該当者及び予備群の減少率	190
指標2	がん検診受診率・歯周疾患(歯)検診受診率	70
指標3	糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	120
指標4	個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	110
指標5	重症罹患率に対する取組の実施状況	50
指標6	後発医薬品の促進の取組・使用割合	130
合計		670
指標1	疾病予防に関する取組の実施状況	100
指標2	データヘルス計画の実施状況	40
指標3	医療従事者の取組の実施状況	25
指標4	地域包括ケア推進・一体的連携の取組状況	30
指標5	第三者評価の取組の実施状況	40
指標6	適正かつ健全な事業継続の実施状況	95
合計		330

給付費(医療費)

病气やけがをした場合に必要な医療費を負担・支給する

■ 療養諸費の状況(前年比) (P21,23)

- (1) 療養の給付費等 76.1億円 (7%増)
- (2) 療養費 0.8億円 (11%減)
- (3) 高額療養費 7.9億円 (8%増)
- (4) 高額介護合算療養費 0.009億円 (22%減)

■ 一人当たりの医療費(前年比) (P24)

- (1) 入院 136,464円 (7%増)
- (2) 入院外 155,433円 (13%増)
- (3) 歯科 33,221円 (11%増)

医療費総額及び被保険者一人当たり医療費の推移



保健事業

健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図る

■ 特定健康診査・特定保健指導の実施

40歳以上の被保険者に対し、メタボリックシンドロームに着眼した健診を実施し、健診結果から生活習慣病(糖尿病等)の発症リスクが高く、生活習慣病の改善が必要な方へ専門職が生活習慣改善のためのサポートをしている。

	特定健診	特定保健指導
市	41.1%	12.8%
県	31.0%	23.9%

※県の数値はR2実績

■ 生活習慣病の重症化予防(未治療者支援)

特定健診結果が一定基準以上の要医療者のうち、医療機関未受診者へ受診勧奨通知を送付し、そのうち糖尿病重症化リスクが高い医療機関未受診者へは訪問等による保健指導を行う。また、過去に糖尿病の治療をしていたが、現在は治療を中断している方にも訪問等の保健指導も行う。

	使用率
市	71.1%
県	78.6%

R3年9月診療分

■ 医療費適正化、情報発信

「後発医薬品の使用促進」や「生活習慣病の重症化予防」により、医療費の適正化を図り、保健事業や健康づくりに関する情報を発信していく。

■ その他・・・データヘルス計画に基づく事業実施・評価、人間ドック助成など